

質問要旨 本市の外郭団体について内部統制はどのよう
に行われているか。また、本市の内部統制基本方針
は適用されているのか。

答弁要旨

外郭団体は、本市とは法人格が別の団体であり、その内部統制につきましては、理事長や代表取締役といった、それぞれの団体の「長」の指揮命令のもと、本市から独立して取り組むべきものと考えております。

したがって、本市の内部統制基本方針におきましては、外郭団体はその対象とはしておりません。

以 上

別府議員 1002

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 卒業式の日程が、高校の入学試験日よりも前の日程になっている経緯と理由は何か。

答弁要旨

中学校の卒業式は、学習指導要領に示される、「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。」という儀式的行事の目標を達成することを大切にして実施しております。

また、高等学校の学力検査日までに、全ての教科の学習など、全教育課程を修了しておく必要があること、その後、速やかに既に進路決定した生徒に緊張感を持って卒業式を迎えさせること、更には生徒指導上の観点から近隣市と併せておく必要があることから現在の日程としております。

こうした点を踏まえ、これまで近隣市と連携しながら校長会での申し合わせ事項にもとづいて、卒業式の日程を決めてまいりました。

以 上

質問要旨 固定資産税データにおける家屋所在地に住
民票が置かれていない住宅の状況は。

答弁要旨

固定資産税の課税にかかる家屋所在地の情報は、法務局が定める登記地番により管理している一方で、住民票の住所は市内の多くの地域において、市が定める住居表示により管理しています。

この登記地番と住居表示における番号には関連性がなく、相互に結びつけることは困難でございます。

こうした技術的な面に加え、お尋ねの家屋所在地に住民票が置かれていない住宅の状況については、本市の税制上、必要がないことから、把握しておりません。

以 上

質問要旨 ふるさと納税制度で積立てられた基金の使い方
のルールの目的、理由は。

答弁要旨

ふるさと納税は特定の目的に対する寄附であり、基金への積立自体を目的とするのではなく、寄附者の意向を反映した使途に活用する必要があることから、いたずらに期間を空けることなく、直近1年間に受け入れた寄附金は、基金積立後の翌年度予算にて取崩し、執行することを基本としております。

しかしながら一方で、施設整備など将来にわたる計画的な投資的事業などに活用を予定している場合は、これに対応するために基金を直ちに取崩さず留保しておく場合もございます。

いずれにしても、ふるさと納税の主旨を踏まえますと、寄附者の意向を適正に反映した基金の活用を図るとともに、活用状況を広くお知らせする必要があると考えており、こうした認識を共有するため、予算編成時には関係課に対して通知を発出しているところでございます。

以 上

質問要旨 本市が行う外郭団体の内部統制はどのような過程で検討され、指示、監督出来る能力が高められたのか。

答弁要旨

昨年の6月定例会でご質問いただきました外郭団体への委託業務のモニタリングにつきましては、外郭団体の内部統制の課題もさることながら、市が、委託の際に、適切な履行確認を行えるよう、仕様書や実施要領を適正に定めること、また、それに基づき適切に履行確認を行うことが重要であると認識しているところでございます。

こうしたことを踏まえ、市職員を対象とした監査事例に関する全庁向けの研修を実施したほか、関係職員に対して、適切な履行確認の確保に向けた課題対応の周知徹底に取り組むなど、同様の事案に適切に対応するための市職員の能力向上に努めているところでございます。

今後につきましては、これらに加え、研修等の実施の際に、外郭団体にも対象を拡大するなど、適切な事務の執行の確保に向け、関係職員の一層の能力向上に努めてまいります。

以 上

質問要旨 本市では、多くの不祥事が発生している状況も踏まえて、外郭団体についても内部統制基本方針の対象とすべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

答弁要旨

先ほどもご答弁したとおり、外郭団体は、あくまで法人格が別の団体であるため、それぞれの「長」の考えに基づき、内部統制にも取り組むべきものであることから、外郭団体を本市の内部統制基本方針の対象とすることにつきましては、現在のところ考えておりません。

一方、本市の外郭団体に対しては、監査委員や包括外部監査人からも、その事務処理等に対し種々ご指摘も受けているところであり、市の内部統制基本^方針の対象にはしないものの、その趣旨等を踏まえた各法人としての内部統制の取り組みを要請する必要があるものと考えています。

以 上

別府議員 2003 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 卒業式当日に他校生が訪問するという事案
は、最近でも起こっているのか。

答弁要旨

卒業式は、令和元年度・2年度を除き、阪神地区が同日に実施されておりましたことから、他校生の訪問等の事案について近年は、発生しておりません。

これは、卒業式に関連するトラブルを未然に防止するため、^{各市町}市内の各中学校生徒指導主事と警察等の関係機関とが事前に綿密な情報交換を行いながら対策していることも功を奏していると考えております。

しかし、式終了後に、特攻服や刺しゅうランなどを着た市内外の卒業生が、武庫川河川敷等に 50 人程度集まる事案は、毎年報告されており、そこでのトラブルを防止のため、関係校の生徒指導主事や警察関係者も対応しているところでございます。

以 上

別府議員 2004 作成部局 教育委員会

No.1

質問要旨 校長会の役割と権限はどのようなものか。また、その決定に反いた場合、何らかのペナルティーはあるのか。

答弁要旨

校長会は、中学校長相互が緊密な連絡協調を保ち、中学校教育の振興発展を図ることを目的にした組織であり、定期的に集まり、全市的な取組事項についての協議や情報交換等を行っております。

阪神校長会におきましても、同様の目的を有する協議会として、市町を越えて調整が必要な事柄に関しては、必要に応じて申し合わせ事項として共通理解を図っております。しかしながら、最終的には各市町において決定するものであるため、ペナルティーなどはございません。

以 上

別府議員 2005 作成部局 教育委員会

No.1

質問要旨 令和2年度の卒業式が入試後に行われたのはなぜか。令和3年度以降、元の日程に戻った理由は何か。

答弁要旨

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に臨時休校となり、本市におきましても、4・5月が臨時休校、6月が分散登校という、これまでに経験したことのないような状況の中、教育活動にも様々な影響がございました。
教育活動を行ってまいりました。また、

特に、学習活動や学校行事等に多くの制限がかかったこともあり、学習指導要領に定められた内容を学習する授業時数を確保するため、令和2年度に限り卒業式の日程を変更したものでございます。

令和3年度からは、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響もございましたが、各学校の創意工夫により授業時数が一定確保できたため、阪神校長会における申し合わせ事項どおり、元の日程に戻されたものでございます。

以 上

別府議員 2006

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 卒業式が入学試験の直前に行われることにより、試験に全力集中できない生徒に対する見解は
いかがか。

答弁要旨

中学 3 年生にとって、学力検査の直前は、特に不安と緊張が高まる時期でありますことから、各中学校において、生徒の進路実現に向けて計画的な学習の進め方や体調管理などを指導するとともに、生徒が抱える不安や悩みについては、その都度、教育相談を行う等、生徒が万全の状態で学力検査に臨めるよう支援しているところでございます。

以 上

別府議員 2007

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 受験生のためにも、今年度から日程の変更
ができないか。また、出来ない場合、その理由は何か。

答弁要旨

中学校では、卒業式が義務教育修了の節目となり、生徒が自ら選択した進路に向かって進む門出となるよう、綿密な計画のもと、保護者の理解と協力を得ながら生徒を指導するとともに、地域や関係機関とも緊密な連携を図りながら、阪神間の各市町とも力を合わせてまいりました。

こうした取組により、ここ数年は大きなトラブルはなく、卒業式を実施できておりますが、式終了後には、市内外から生徒が集まり、生徒指導主事や関係機関が現場に駆けつけるといった事案も毎年、発生しております。

本市におきましては、生徒指導上の課題もあり、隣接する市と日程を合わせて、学力検査前に卒業式を行い、その緊張感を維持した状態で学力検査に臨めるよう、生徒を指導・支援してまいりました。

(次ページへ続く)

今後につきましては、これまでの経緯も踏まえつつ、隣接する市とも連携しながら、生徒や保護者の意見、教育課程など、さまざまな観点から校長会と意見交換・協議を行い、卒業式の日程について検討してまいります。

以 上

質問要旨 京都市の非居住住宅利活用促進税について、
どのような認識を持っているのか。

答弁要旨

京都市の非居住住宅利活用促進税は、令和2年8月より税やまちづくりに関する有識者等で構成された検討委員会にて、調査・審議が重ねられ、令和4年3月市議会で条例案の可決後、1年を経て総務大臣の同意を得た、全国初の独自の税でございます。

京都市は、歴史的な価値のある京町家の景観や住環境を保全するため、建物の高さ規制等の影響によって住宅の供給戸数が限られる上、別荘など居住者がいない住宅が多数存在することにより、京都市に居住を希望される方が居住できないといった課題がございます。

こうしたことから、この独自課税は、非居住住宅への居住を促進させ、京都市における住宅の供給不足を解消する一助となるものであると考えております。

以 上

質問要旨 非居住住宅利活用促進税など、空き家を減少させて、空き家物件の流通化をさせる施策の考えはあるか。

答弁要旨

先程、資産統括局長がご答弁しましたとおり、京都市の「非居住住宅利活用促進税」につきましては、別荘やセカンドハウスが多いことが、住宅地の供給の妨げとなっているといった京都市の課題を捉えた制度となっております。

議員ご提案の「空き家の流通促進に向けた法定外税」の導入にあたっては、本市の抱える空き家の対策に有効であるか、その是非を含めて慎重に検討する必要があるため、引き続き研究していく必要があると考えております。

本市の空き家対策では、除却、利活用、発生抑制の3つを柱としておりますが、その中で、空き家物件の流通化させる施策といたしましては、空き家の所有者や利用希望者にとって、信頼できる、身近に感じられる相談先を希望する声がございました。

(次ページへ続く)

こうしたことから、これまでは、NPO 法人空き家相談センターを紹介しておりましたが、市内に拠点を置いた常設の窓口が必要であると考え、まだ試行的な段階ではございますが、本年6月12日より「住まいと空き家の相談窓口」を開設しており、住まいや空き家に関することであれば、誰でも、何でも相談できる、無料のワンストップ総合相談窓口としてご利用いただけます。

今後は、この取組の効果を検証し、必要に応じて機能を充実させていきたいと考えております。

以 上

質問要旨 兵庫県との横断連携を利用して兵庫県動物
愛護センター施設内にボランティアが毎週運営できる
譲渡会会場を提供してはどうか。

答弁要旨

兵庫県動物愛護センター内施設においては、限られた
スペースの中で年間を通じて様々な事業が行われている
ことから、ボランティアが定期的に譲渡活動を行うための
スペースを提供することは困難な状況にあると伺っており
ます。

本市では、譲渡事業の更なる促進を図るため、平成
31年度より、動物愛護団体等が市内で実施する譲渡会
の会場費を助成する取組を行っておりますが、引き続き、
動物愛護団体等のご意見も伺いながら、譲渡会が開催
しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

以 上

質問要旨 本市において、動物愛護法により引取りを拒否した事例はあるか。また、引取りを拒否された犬猫が民間のシェルターになだれ込んでいるという構図が見られるが、市はこの現状を把握しているのか。

答弁要旨

本市におきましては、犬猫の所有者や拾得者から引取りを求められた際、動物愛護管理法施行規則に規定されている、「所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められた場合」に照らして、引取りの可否を判断しており、これまでに引き取りを拒否した事例はございません。

本市といたしましては、平成25年の動物愛護管理法の改正において、引取りについての拒否条項が設けられて以降、民間シェルターへどのような影響があったのかについては状況を把握することは出来ませんが、動物愛護行政を進める上で、民間シェルターやボランティアの皆様との連携・協力は必要であると考えておりますので、その支援のあり方につきましては、引き続き、動物愛護管理推進協議会で協議してまいりたいと考えています。

以 上

質問要旨 市は、第2種動物取扱業者の金銭的な負担について把握しているのか。

答弁要旨

本市におきましては、動物愛護管理法に沿って、第2種動物取扱業施設の事業者が遵守すべき事項について、年に一度、立入調査を行っており、その内容については、施設の構造や規模、収容動物の数、飼育環境、健康管理の方法などを確認することとなっておりますが、事業者の金銭的な負担など、施設経営に係る詳細な内容につきましては調査の対象となっておりません。

また、立入調査以外にも、施設からの相談などの機会を通じて、事業者に対し、必要な指導や助言を行っておりますが、その際にも、施設の経営状況について確認を行うことはしておりません。

以 上

質問要旨 ふるさと納税を原資とする基金を、ボランティア支援の財源に当てられると考えるが、昨年6月以降の協議結果と今後の基金の活用方針はどうか。

答弁要旨

昨年度の動物愛護管理推進協議会におきましては、主に令和5年度予算における動物愛護基金の活用方策について協議してまいりました。

野良猫不妊手術助成金や譲渡会の会場費用等を現実に即して見直したほか、今後のボランティア支援のあり方につきましても、意見を求めてまいりましたが、具体的な施策化までには至っておりません。

しかしながら、動物愛護基金の積立額は年々増加しており、寄付者の思いに少しでも早く寄り添っていけるよう、民間シェルターやボランティアへの財政支援のあり方など、動物愛護基金の有効な活用策について、引き続き、協議し、実現してまいりたいと考えています。

以 上

質問要旨 メス猫の不妊手術の術式を、卵巣と子宮の同時摘出に限定したエビデンスはどのようなになっているのか。他の自治体でも同じように限定しているのか。

答弁要旨

野良猫の不妊手術におきましては、これまでメス猫の不妊手術の術式として、卵巣摘出術を認めておりましたが、TNR活動に取り組んでいただいているボランティアの方から、「卵巣を摘出したはずのメス猫が妊娠していた」との報告があり、昨年度、メス猫の術式変更について検討を行ったものです。

その結果、獣医学的に卵巣摘出術では、卵巣の取り残しといったリスクを完全に回避することが困難であり、また、再手術にあたり、新たな費用が発生するだけでなく、再度の捕獲が必要になるなど、多くの手間もかかることから、一度の手術で確実に不妊処置を施せるよう、今年度から術式を「卵巣・子宮摘出術」に限定したものです。

なお、県内の政令市1市、中核市4市、阪神間5市、計10市の状況といたしましては、本市のように術式を「卵巣・子宮摘出術」に限定している市は、本市を含めて3市であり、限定していない市は7市でございます。（以上）